

解題

二四八

藤田 正

一、国立公文書館所蔵文部省公文書について

『中央大学史資料集』第五集・第七集及び本集（以下、『中央大学史資料集』を資料集と略記する）は、国立公文書館に所蔵されている文部省公文書のうち、昭和四十七（一九七二）年度に文部省から同館に移管された公文書中にみられる本学関係史料を収録した資料集である。収録史料の年代は、大正十三（一九二四）年から昭和三十七（一九六二）年の約四十年間にわたっている。国立公文書館所蔵の文部省公文書は、このほかに昭和五十九年度の移管分もあるが、それらについては、第十集以降の資料集において順次翻刻していく予定である。

国立公文書館は、昭和四十六（一九七一）年七月に設置された行政文書の統括的保存機関であり、開館とともに各省庁の公文書が同館に移管されている。すなわち、第一年度には、総数五二万七千七百九十九冊の内閣文庫と、太政類典・公文録・職員録・枢密院関係記録などを含む内閣・総理府所管公文書が同館へ移管され（昭和四十六年度における業務）『国立公文書館年報』創刊号）、第二年度には総理本府・法務省・文部省・厚生省・農林省・通商産業

省・運輸省・郵政省・環境庁・気象庁の各省庁から総数六万八千三百五十三冊が国立公文書館へ移管されている（昭和四十七年度における業務）『国立公文書館年報』第二号）。これらの公文書の移管は、「終戦前（昭和二十年末）の公文書を受入れること」に重点を置いた第一次移管計画に基づいた移管であった。

そのうち、文部省公文書は、昭和四十七（一九七二）年十一月七日から九日までの間に文部省から国立公文書館へ移管された。総数は六三七五冊で、冊数としては総理本府の四万四三五冊、環境庁の九五六五冊に次ぐものである。内容的には、明治四十二（一九〇九）年から昭和三十七（一九六二）年に至る公文書を綴った簿冊類である。文部省の公文書類は、大正十二（一九二三）年の関東大震災で大部分が焼失してしまったため、震災後ただちに文部省で公文書を作成しなおすとともに、各教育機関からも必要書類を再提出させている。文部省移管文書の大正十二年以前の分は、ほとんどが再提出などによって復旧した公文書であるため、明治期のものが限定されているのであろう。これらは、国立公文書館への移管後に、二九一九冊の簿冊と一七六冊の図面類に再整理され、国立公文書館編『文部省公文書目録 自明治四十二年至昭和三十七年』によれば、簿冊類は「学則・規則に関する許認可文書」（二二〇六冊）と「設置廃止（位置変更・改称）に関する許認可文書」（二七三三冊）に二分類され、図面類は「中学・高女・工業学校等の土地建物図面」というタイトルを付されている。簿冊はクロス表紙で綴じ込まれており、表紙中央に簿冊の年代と表題を記載した整理用紙が貼られ、右下方には国立公文書館の分

類と排架番号を記入した整理用ラベルが貼付されている。また背表紙にも年代・表題は記されているが、上部には「文部省記録」とあり、下部には冊番号・都道府県名・門・類・目・項・号を記す箇所がある。背表紙下部の記載事項は、簿冊の中に綴じ込まれた文部省保管当時の表紙と思われる厚紙への記載と比較してみると、冊番号は表題とともに付された冊番号を、都道府県名は各学校の管轄都道府県を、門・類・目・項・号は文部省保管時の分類項目を、それぞれ転用していることがわかる。

簿冊に綴られた公文書は、全て文部省の許認可関係の一件文書であり、文部省の認可を受けるために各学校から提出された諸申請及び附属資料・図面類と、それに対する文部省の回答案によって、一件ごとの文書が構成されている。したがって、これらにより、各校の学則・規則改正や位置変更・改称などの変遷を網羅的に把握できるばかりでなく、教職員数・学生数・学校設備・学科課程・授業料などの詳細もうかがい知ることができるのである。各学校から提出された附属資料や図面類が文部省の認可を得るために作成されたものであることは充分考慮する必要があるが、多くの学内文書を数度の火災で焼失してしまった本学にとっては、まさに貴重な史料群であるといえよう。

昭和四十七年度移管の文部省公文書のうち、中央大学関連の簿冊は一二冊ある。この一二冊中には五六件にのぼる中央大学関連の一件文書が綴られており、それらを翻刻した資料集が、第五集・第七集及び本集である。一件の史料に多くの頁数をさいているが、これは青焼きの建築関係図面や写真類を除いて、ほぼ全ての参考

資料・図面類を翻刻したためである。既に資料集第一集・第二集において東京都公文書館に所蔵されている中央大学関係史料を翻刻しているのので、第五集・第七集及び本集の刊行によって、本学の組織的変遷や諸施設拡充の推移についての大枠が明らかになったと考えることができよう。

以下では、第五集・第七集・本集の順で収録史料の特色を概観していききたい。

二、「旧制中央大学」の学内整備 ―第五集―

第五集の収録史料は、大正十三（一九二四）年から昭和九（一九三四）年にわたる認可関係史料である。この時期は、大学令に準拠した新たな中央大学が大正九（一九二〇）年四月に認可されて以後、総合大学たる校地・校舎を整え、学則・規則も積極的に改正していく時期にあたり、いわゆる「旧制中央大学」の諸活動が活発に展開する様子をうかがうことができる。

収録史料の説明にはいる前に、「旧制中央大学」設立以前の状況を簡単に述べておきたい。「大学」という名称でいうなら、本学は、既に明治三十六（一九〇三）年八月、東京法学院大学という校名の使用を文部省から許されていた。これは、英吉利法律学校・東京法学院時代からの質の高い法学教育活動の成果が認められたもので、多種多様な専門学校の中で、帝国大学の教育水準に近い高等教育機関として認定されたことを示している。またこのような措置は、一方で国や地方の官吏及び実業界の人材を早急に養成する必要に迫られてのものでもあった。しかし「大学」とい

う呼称は、同年三月に公布された専門学校令に準拠したもので、帝国大学令に規定された帝国大学とは厳密に区別されており、公的あるいは法令上の扱いはあくまでも「専門学校」であったのである。専門学校令によって「大学」の名称を許された本学にとって、次なる大きな目標は、最高学府たる正式な大学としての認可を獲得することであった。

しかし正式な大学に昇格するための決められた道筋があったわけではない。それは明治五（一八七二）年に公布された「学制」以来、動揺し続けてきた大学に対する理念と深いかかわりがある。政府や文部省に確固とした大学像があったわけではなく、大学として認可される諸資格は時期によって微妙に変化したのである。

本学は、東京法学院大学として認可された同日に三年制の大学部本科、一年六カ月制の予科、三年制の専門科及び研究科を設置して帝国大学に準じた学科組織を導入しており、また認可に先立ち学校経営を支える社団法人東京法学院大学も創設していた。これらの学内改革が「大学」という名称の許可に大きな役割を果たしたことからすると、そこから当時の文部省が想定していた公立又は私立の大学像の一端をうかがうことができる。それは、大学部のほかに予備教育機関を設置し、大学経営を支える法人組織もあわせ持つという点に集約されるであろう。またそれに加えて、単科の専門学校よりも複数科の総合的な専門学校の方が大学にふさわしく、専任教員は少なくとも全教員の半数以上は必要であるなどといった条件が暗黙のうちに定着していったようだ。このような大学としての諸条件は、文部省の指導の下に決定されていったと

いうよりは、公立・私立の専門学校が積極的に大学昇格運動を展開し、その働きかけの中から醸成されてきたものと捉えるのが妥当であろう。

本学は、東京法学院大学の設立を認可されて以後、右の大学たる諸条件を充足しようとする積極的な学内改革を開始する。まず校名を中央大学と改称した明治三十八（一九〇五）年八月には、法律学科のほかに新たに経済学科を設け、その四年後の明治四十二（一九〇九）年八月には、更に商業学科も新設した。それにとまない多くの専任教員を新たに採用したり、図書館の充実をはかるなどし、明治四十四（一九一一）年九月には東京府下豊多摩郡中野町に、借地ではあったが本学初の運動場も創設した。

他の公立・私立の専門学校でも同様の熱心な大学昇格運動が展開されていたが、そのような活動が文部大臣の諮問機関である教育調査会や内閣直属の諮問機関である臨時教育会議の審議にも大きな影響を与え、大正七（一九一八）年十二月六日、ついに大学令が公布された。この法令により、「大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外本令ニ依リ公立又ハ私立ト為スコトヲ得」（傍点筆者）られるようになったため、本学は大学令に規定された「私立大学」の認可を受けるための諸準備をただちに開始する。まず大学令公布の翌年五月に社団法人中央大学を解散して、財団法人中央大学を設立し、法・経済・商の三学科で七〇万円の供託金を六カ年賦で準備することも文部省に許可された。しかしそのような準備が何の問題もなく達成されたわけではない。特に供託金の確保は困難を極めたようだ。実際、供託金が確保できないために大学

への昇格をあきらめざるをえない公立・私立の専門学校も多く、本学も一時は三学部での大学昇格を断念しなければならない状況まで追込まれていた。幸い供託金を六カ年賦で準備することが文部省に許可されたため、当初の予定どおり三学部の大学として申請に踏切ったのである。そして大正八（一九一九）年三月に公布された大学規定にそって関係書類を整え、同年十二月二十六日、中央大学の設立認可を申請すると、翌年の四月十五日には大学令による中央大学として設立を認可されたのである。

以上が、専門学校令による東京法学院大学の設立から大学令による中央大学、いわゆる「旧制中央大学」の設立に至るまでの概略であるが、大学令に対する本学の具体的な対応と他の私立大学の動向などについては高橋清四郎「中央大学と大学令」（『中央大学史紀要』第一号）に詳しいので、そちらを参照していただきたい。念願の正式な大学として認可されて以後、本学はいかなる活動を展開したのか、その様子をうかがわせるのが第五集の収録史料である。

収録史料の中でまず注目されるのが、学内諸施設の整備・拡充に関する史料である。本学は、明治十八（一八八五）年七月の英吉利法律学校設立以来、神田錦町二丁目に校舎を構えていたが、大学令による中央大学が認可された頃には、錦町校舎では手狭な状態になりつつあった。その問題は、大正十二（一九二三）年九月の関東大震災で二階建ての本校舎を焼失して、一階建てに修築し直してからは、ますます深刻化していたのである。そこで本学は近辺の適当な用地を探していたのだが、幸いにも大正十四（一

九二五）年六月、神田区南甲賀町にある戸田氏共伯爵邸地を校地として購入することができたのである。翌年この地に駿河台校舎が建設されるのであるが、その認可をめぐる史料が史料4・6・9である。

史料4・6は、新校舎建築・校地変更に関する申請と認可であるが、史料4には「中央大学校舎新築工事仕様書」が添付されており、駿河台校舎の具体像を詳細にうかがい知ることができる。たとえば校地面積は、一九六七坪三勺で錦町校地一〇九三坪六合三勺の約一・八倍であったことがわかり、校舎建坪は七二九坪七合五勺で、地階・一階・二階・三階を合せた総延坪は二七五二坪五合であったこともわかる。史料9は、錦町校舎から駿河台校舎への移転にもなって財団法人中央大学の事務所住所も変更となったため、「財団法人中央大学寄付行為」中の事務所住所が記載された条文の変更を申請したものである。

また史料7は、本学附属の中野運動場とは別に埼玉県入間郡吾妻村大字北秋津に新たな運動場を設置するための認可申請である。この所沢運動場用地は、既に大正十四（一九二五）年十一月に購入済であり、総坪数九九一二坪に及ぶ広大なものであった。

駿河台校舎への移転にともなう学内の諸雑務が落着いてくると、本学は懸案であった図書館の建設にとりかかる。昭和三（一九二八）年六月に隣接地二六三坪三合を購入し、直ちにその認可申請を行っている（史料12）。そして昭和五（一九三〇）年五月には図書館建築認可申請書を文部省へ提出し（史料14）、その月から建設工事に着手するのである。錦町校舎の図書館と同様の耐震・

耐火に留意した設計で、地階・一階・二階・三階の総延坪は八四八坪二合二勺であった。詳細については、史料14の「中央大学図書館新築工事示方書」を参照していただきたい。図書館用地を購入した昭和三（一九二八）年は、本学に中央大学商業学校が附設された年でもある。中央大学商業学校については、のちの解説中で触れるので、そちらをご覧いただきたい。

更に昭和八（一九三三）年五月には、道路を挟んで隣接する秋元春朝子爵所有地一〇九七坪八合七勺を購入している。この校地購入の認可をめぐる史料が史料17である。

さて以上が「旧制中央大学」の諸施設整備に関する史料であるが、これら数点の史料によっても、駿河台校舎への移転後、本学が積極的に設備の充実に努め、特に運動場も含めた校地の拡充をはかっている様子をうかがい知ることができであろう。本学が早急に校地の拡大をはかる必要に迫られていた背景には、大正デモクラシー期の教育熱の高揚という社会状況の中で、「旧制中央大学」となって以後、次第に学生が増加していたという事情もあった。

そのような状況をうかがわせるのが史料8である。史料8は、それまで専任教員一五・兼任教員一〇であった本学予科教員を、専任教員二三・兼任教員七に変更する旨の認可申請であるが、これは、予科の学級数が第一学年一三組・第二学年一一組・第三学年一〇組と年々増加していることに対する措置であった。予科生徒の増加に適應した教員数を配置しようとの試みであろう。予科と同様に学部・専門部の学生数も増加していたと思われるが、昭

和二（一九二七）年五月には、学部・予科・専門部の生徒定員の増加が正式に認可されている（史料10・11）。史料10・11によれば、学部の定員を九五〇から一五六〇に、予科の定員を九六〇から一五六〇に、専門部の定員を三〇〇〇から四五〇〇に、それぞれ増員したことがわかる。これほど大幅に学生数が増加したとすれば、新たな校地及び校舎が必要になるのは当然のことといえよう。また昭和四（一九二九）年三月には、学部・予科に夜間部を設けることも認可されている（史料13）。これまでは、関東大震災後、夜間部のみであった専門部が一時的に昼間部を設けたことはあったのだが、そのような昼間・夜間の二部教授制を学部・予科の恒常的な制度として取入れ、「多数ノ志望者ヲ満足セシムルニ足」るよう、「逆境ニ処シツ、大学教育ヲ受ケント欲スル有為ノ青年ニ対シ其途ヲ開キ質実剛健以テ之ヲ教養セシコトヲ期」したのである。学部・予科で昼間・夜間の二部教授制を導入したことにより、本学は更に多くの学生の受入れを可能にしたといえる。

これらの諸変更を実施するための前提として学則の改正が行われた。第五集に収録された史料のほぼ半数はこの学則改正関係史料で占められている。その学則改正関係史料の中には、学科課程変更に関するものもいくつかある（史料1・3・16・18）。学科課程の変更は、主に学部・予科・専門部の学科課程表の変更となつてあらわれ、その内容は学科目の新設・削除・入替えや授業時間の増加・削減などである。大正末から昭和初年にかけての本学の学科課程変更は、文部省の動向をうかがいながら、大学令による大学の体裁を整え、それにふさわしい特権を獲得するためのもの

のでもあった。たとえば史料18は、倫理学などの二・三科目を二時間分ずつ学部で随意科目に新設するための認可申請であるが、その改正理由には「文部省ノ通牒ニ基キ師範学校、中学校高等女学校公民科教員無試験検定ノ資格ヲ有セシムル為」とあり、本学が教員無試験検定資格を獲得するための学科課程変更であったことが明らかなのである。

これらの史料の中で最も注目されるのが史料16である。史料16は、文書表題にもあるとおり、学部・予科・専門部の学科課程変更を含む学則改正の認可申請であり、昭和六（一九三一）年三月に認可されている。しかしその内容を見ると、学科課程の変更だけにどまらない学則の全体的改正をめざしたものであったことがわかる。

本学は、大正九（一九二〇）年四月、大学令による中央大学として認可されて以後、前述したように学内諸施設の拡充に力を注ぎ、またその一方で専任教員や学生定員の増員、昼間・夜間の二部教授制の採用などを実施して、それにもなう学則の改正も行ってきた。学則改正の関連では、大正期に「学部入学資格者中ニ専門学校令ニ依ル旧大学部卒業者及附属専門部卒業者ヲ加」えたり（史料2）、学部授業料を八八円から一一〇円に、予科授業料を七七円から一〇〇円に、専門部授業料を六六円から七七円に、それぞれ増額したりし（史料5）、昭和五（一九三〇）年には学部・専門部の成績区分を優・良・可・不可から甲・乙・丙に変更している（史料15）。

これらの措置にもなう学則の改正は、文部省の認可を受けて

随時行われてきたが、いずれも部分的な改正にとどまっており、昭和初年に至ると大学令による中央大学となって以後の学内の諸改革を踏まえて、学則全般にわたる総合的改正が求められるようになった。『中央大学々報』第二巻第一号の校報によれば、昭和四（一九二九）年の三月には学則改正調査委員会を設置していたことがわかる。この校報には、「本学当局者は現行の学則中時勢に適應せざるものあるを認め」、「之を慎重に審議する」ために学則改正調査委員会を設置したとある。委員会を構成する委員は、馬場鉄一・林頼三郎・三浦義道・桑田熊蔵・堀江専一郎・片山義勝・松浦要・太田哲三・樋貝詮三・八木沢善次・高木信威・柴田甲四郎・片山金章・川原次吉郎・吉田久・橋本良平・天野徳也・堀竹雄・篠窪貢亮・広井辰太郎・新津米造・小林一郎・榎村正介の二三名で、役員は、会長馬場憲治・副会長馬場鉄一・副会長林頼三郎・副会長三浦義道・幹事天野徳也・幹事補助岩崎真の六名であった。これらの委員・役員を構成する人々は、学長をはじめとする学部・予科・専門部の教員であった。

学則改正調査委員会は同年五月十二日に第一回の委員会を開き、その後も法・経済・商の各学部と予科に設置された特別委員会との間で審議を重ねながら、数回開催された。その結果昭和六（一九三一）年一月二十日に漸く成案が完成し、三月に文部省へ認可申請を提出したのである。

改正学則案と現行学則は全文史料16に掲載されており、学則の改正点も一二項目にわたって最後に列記されているが、大きな改正点をまとめると左のとおりになるであろう。

- 一、大学記念日を十一月十一日から七月八日に変更した。
- 二、学部・専門部の学生の不合格者を原級に留める厳格な学年制度を改め、所定の在学期間で全科目に合格した学生に卒業証書を授与することとした。またこれに付随して、随意科目の合格者には合格証明書を授与することとした。
- 三、学部・予科・専門部の学科課程をそれぞれ変更した。学部は、これまでの科目を細分化して科目数を増やし、随意科目として他学部の科目も修学できるようにした。予科は、これまで第一・第二予科とも第一部を法科・経済科とし、第二部を商科と二分類して学科課程を立てていたが、法・経済・商の三科共通の学科課程制度に改めた。専門部は、必修・選択・随意の学科目制を導入し、学部の学科課程と共通する形態に変更した。
- 四、学部・専門部の学籍除名者にも再入学の道を開いた。
- 五、学部・予科・専門部の追試験・再試験の受験料が一律五円であったものを、一科目につき一円、五科目以上を五円の受験料に改めた。
- 六、学部・予科・専門部とも、特別な事情のある場合、授業料の月割分納制を認めた。
- 七、学部・予科・専門部とも、休学中の授業料は免除することとした。
- 八、大学院に特選給費学生制度を導入した。
- 九、学部・予科・専門部とも、学生は登校に際して聴講券にかわって学生証を携帯することとした。

一〇、学部・予科・専門部とも付則を設け、二学年以上の学生は従前の学則の規定どおりとし、科目試験不合格の学生の場合同のみ改正学則の規定により、進級を許可することとした。

以上が主な改正点であるが、まず私立の総合大学たらんことを意図した積極的な改正が目につくであろう。たとえば一であるが、これまで本学は明確な理由もないまま、創立二十周年記念式典の挙行された十一月十一日を大学記念日としてきたが、英吉利法律学校の設立出願日にあたる七月八日の方が大学記念日にふさわしいとの理由から、大学記念日を変更したのである。詳細については、滝島功・中川壽之『中央大学史資料集』第二集の編集に参加して」(『中央大学百年史編集ニュース』第八号)を参照していただきたい。また同様に三・九の改正も確かに学科課程などの整備をめざした積極的な改正と位置づけられるであろう。

しかし残りの七項目を見てみると、いずれも現行学則の諸規定を緩和し、学生や家族の経済的負担を軽減する傾向がうかがえるのである。なぜそのような改正が必要とされたのであろうか。史料10・11によれば、本学は昭和二年度から定員を増員し、学部一五六〇人、予科一五六〇人、専門部四五〇〇人、総計七六二〇人の学生を受入れる体制が整ったのであるが、実際の学生数は六千人をこえることはなく、それどころか昭和三年度からは学生数が徐々に減少して学生数の低迷期に入っていたのである。そして昭和五年度には、ついに学生数が五千人を大きく割込み、財団法人中央大学の授業料収入に深刻な影響を与えるようになっていた。これは金融恐慌や昭和恐慌が本学の経営に与えた大打撃であり、

その要因は失業者の増加と勤労学生の減少にあったと思われる。そのため昭和四・五年段階では、本学の入学者数を何とか増やすための諸方策が切望されていたのである。

そのような状況下での学則改正であれば、改正の基本方針が条文の諸規定を緩和し、経済的負担を軽減するものであるのは当然のことであろう。幸いにも学則改正の狙いは効を奏し、昭和六年度の学部学生が初めて千人をこえるとともに、総数でも五千人を大きく上回り、学生数の減少に歯止めをかけることができた。その後も学生数は増加を続け、昭和八年度からは定員の七六二〇人を常にこえる学生数を誇るようになったのである。

三、戦時体制下の中央大学 ― 第七集 ―

第七集の収録史料は、昭和十（一九三五）年から昭和十八（一九四三）年にわたる認可関係史料である。この時期は、日中戦争が本格的に展開するなか、更に太平洋戦争へ突入する時期にあたり、収録史料から、国民総動員をめざす戦時体制の進展にともない、否応なくその教育的性格を変質させてしまった本学の姿をかいま見ることができる。

収録史料を見ると、全体的にはやはり戦時体制の影響を思わせる学科課程の変更や授業料の増徴をめぐる学則改正関係史料が目立つが、「旧制中央大学」成立前後から継続して推進されてきた本学の校地・校舎・運動場などを拡張・整備しようとする動きも見逃すことができない。

昭和十（一九三五）年は本学が神田錦町二丁目に英吉利法律学

校を開設してから五十年目にあたり、創立五十周年の記念行事が盛大に挙行された年であるが、この記念施設として同年八月三十一日に完成したのが教室を内部に備えた記念大講堂である。

史料19はその認可申請関係史料である。史料19の「中央大学講堂及教室新築工事要項説明書」によれば、建設敷地は昭和八（一九三三）年五月に購入した旧秋元春朝子爵所有地内の五二〇坪であり、その構造は、鉄骨・鉄筋コンクリート造りの耐震・耐火設計で、一部地階付四階建ての大講堂であったことがわかる。教室も一階から四階まで設置されており、一階には一八坪六合の教室が三室、二階には一八坪六合の教室と二つの四六坪二合の教室、三階には二七坪八合の教室が四室、四階には一八坪六合の教室が四室、それぞれ配置されていた。これら一四の教室は、主に予科学生の教室として使用された。講堂として利用できるのは一階から三階までの総延坪三四〇坪四合の空間で、そこに座席が二二九四人分用意され、演壇を含めた傍聴の立見収容人員は三〇三〇人を計算しているので、総計五三二四人を収容できることになっていた。

この記念講堂において、創立記念式典や本学功労の物故者慰霊祭などが催されたのであるが、これら一連の五十周年記念行事の意義や詳細については、菅原彬州「創立五〇周年記念祭のプログラム」「創立五〇周年記念式」「物故者慰霊・記念講演会・記念提灯行列」（中央大学通信教育部発行『白門』第四〇巻第一号）第三号所収の「白門百年の写真館」第二二～二四回）、松崎彰「創立五十周年記念式典」（中央大学学生会本部事務局発行『中央大学

『学員時報』第二六七号所収「タイムトラベル中大百年」(8)を参照していただきたい。

さて新たな教室や大講堂の増築を進める一方で、本学は運動場の拡大にも力を注いでいた。まず昭和十(一九三五)年四月、板橋区石神井立野町の約五四二四坪の畑地を大学運動場用地として購入し、校地へ編入することが許可されると(史料21)、五月には購入手続を完了し、二年後の同十二(一九三七)年五月には、板橋区練馬南町四丁目の田畑約一万五千坪を諸競技総合練習運動場用地として購入し、校地へ編入することも認可された(史料24)。石神井運動場は野球場として使われ、練馬運動場には、昭和十三(一九三八)年十月、日本陸上競技連盟公認の四百メートルトラック、四千坪の蹴球場、七百坪の庭球場などが設置された。また翌年三月には、練馬運動場の交通路敷用地購入の申請もあわせて認可されている(史料26)。これで本学は、所沢・石神井・練馬の三カ所に総延坪三万坪をこえる運動場敷地を所有するようになったわけである。

そして昭和十五(一九四〇)年三月、本校校地と東に隣接する総延坪二五五坪二合八勺の西園寺公望公爵邸とその敷地八一二坪二合一勺を購入することができた。史料29の認可申請書類を見ると、「拡張ヲ必要トスル理由」として「講堂及予科教室ヲ新築スル所アリタルガ尚不十分ノ憾アリ、一方図書館モ昭和五年新築當時ヨリ其ノ蔵書著シク増加シ之レガ増設拡張ノ必要アリ、又学生生徒ノ教練並休養ノ為ノ運動場用地ノ甚シク狭隘ナル等ニ依リ予テヨリ校地拡張ノ必要ニ迫ラレツ、アリ」と、三つの理由を列記

している。本学は西園寺邸を、昭和三十一(一九五六)年十一月の移転完了まで、そのままの形で使用している。

また昭和十六(一九四一)年十月には、本学初の寄宿舎建設用地として、渋谷区代々木上原町から大山町へ及ぶ二二三八坪の宅地・畑地を購入し、校地へ編入することが認可されている(史料31)。しかしこの地に代々木第一学生寮が建設されるのは、昭和二十八(一九五三)年十二月のことであった。

昭和十六年までに、本学は約四千百坪の校地内に地階付三階建ての駿河台校舎(総延坪二七五三坪)、同様な構造の図書館(総延坪八四八坪)、一部地階付四階建ての記念大講堂(総延坪一三四五坪)、及び旧西園寺邸(総延坪二五五坪)を備えるようになり、それに加えて所沢・石神井・練馬の三カ所に三万坪をこえる運動場敷地と代々木の二二三八坪の寄宿舎建設用地をも所有するようになったのである。本学の学内諸施設の整備・拡充に関する努力は、相当な成果を納めたというべきであろう。

しかしその一方で、戦時の総力戦体制を支えるべく、国家による様々な教育制度の改変が行われた影響を受けて、本学も他の私立大学と同様に学則内の学科課程変更などを実施している。まず昭和十(一九三五)年三月、第一予科第一学年の歴史三時間を四時間に増やし、専門部法学科昼間部の各学年に教練二時間を必修科目として課す、という申請が認可されている(史料20)。第一予科第一学年の歴史の授業時間を増やしたのは、低学年の段階から「国体」の発展過程及び正当性を時間をかけて教育し、いわゆる「思想の善導」を行いたいとの文部省政策の反映であろうし、

専門部法学科の昼間部学生の必修科目に教練を加えたのは、徴兵検査の「適齡者又ハ適齡前ノ者増加スルニ至」ったので、事前の軍事教練を必要と認めて、学生数の最も多い専門部法学科にまず教練を新設したのではないだろうか。結局教練という名称は使用されず、科目名は体操となったものの、大正十四（一九二五）年九月から週一回二時間程度の割合で開始された軍事教練が、必修科目として規模も時間数も拡大されていく第一歩であることに違いはないであろう。

史料22の学科課程変更に関する認可関係史料中にも、同様な傾向がうかがえる。この認可申請を見ると、学部法学科は各学年の間で相当な入替えを行い、予科の倫理を修身と改称し、専門部は倫理を修身に、教練を体操と改称し、一部各学年の間で学科目の入替えを行おうとしていることがわかる。学科目入替えて法・経済・商の三学部に通じているのは、第一学年の必修科目の最初に記載されている憲法が第二学年の必修科目に変更されたことであり、この点は専門部の学科目入替えにも共通している。この変更には、この年二月から始まった天皇機関説排撃事件と国体明徴運動が大きな影響を与えているように思われる。学科課程の改正理由や学科課程表だけでは不明な点も多いのだが、少なくとも天皇機関説排撃の運動が本学に及ぶのを避けたことだけは確かであろう。昭和十年度の憲法講義は行わず、国体明徴運動の推移を睨みながら、翌年以降の憲法講座のあり方を検討しようとしていたのではないだろうか。文部省は、翌昭和十一年（一九三六）年、大学・専門学校に対して憲法講座の講師と講義内容の取調べを実

施しており、本学も五月に関係書類を提出している。大学史編纂課所蔵史料の中に入江俊郎・佐藤達夫・天野徳也の提出した憲法講義案があるが、この要項をみると、程度の差はあるものの国体明徴運動の影響はかくしようもない。また予科・専門部においては倫理が修身と改称されたが、修身と前述の歴史は、国家主義・軍国主義の教育上の中核をなす科目として機能していくことになる。専門部の教練は体操と改称されたが、それは名称が変化しただけのことで、内実は軍事教練そのものであった。昭和十年度の本学の改正学科課程を見る限りでも、国家主義・軍国主義を支える学科目が次第に導入され、本学が着実に総力戦の戦時体制の中に組込まれていったことがうかがえるであろう。

その後は更に大幅な学科課程の改正が実施され、学科目の新設や削除及び名称の変更などが数回行われた（史料25・28）。史料25は昭和十二年度の学科課程変更に関する認可関係文書であるが、学部・予科・専門部それぞれの学科課程変更を申請している。学部の学科課程変更は経済・商の二学部で、経済学部は新設科目三・削除科目一・名称変更科目六・内容変更科目三で、商学部は新設科目一二・削除科目四・名称変更科目六・内容変更科目二という内訳になっている。これらの学科目変更が全て戦時体制拡大の影響によるものとははいえないが、新設科目として、経済に統制経済論、商に植民政策・経済時事問題研究が加えられ、経済・商ともに市場論が配給組織論へ改称されて、外国語が外国語経済書に限定されていることなどからして、更に拡大する戦時体制の影響を受けた学科課程の変更である可能性が高いといえる。予科の

歴史の授業時間を増やして、数学の授業時間を減らしたり、専門部の法・経済両学科の随意科目中の外国語に英語・中国語を追加しているのも、その一つのあらわれであろう。

史料28にも同様な傾向がうかがえる。この昭和十五（一九四〇）年の学則改正は学科課程の変更と授業料の増額とに分れるが、学科課程変更の中に戦時体制への対応を見ることが出来る。大きな改正は学部の学科課程で行われ、昭和十年度の学則で第一学年の必修科目から第二学年のそれへ入替えられていた憲法が、元の状態に戻された。これは専門部の各学科にも共通する改正である。憲法講義が「国体の精華」に適應したものへと完全に変質したのであろうか。また経済学部の学科目では、史料25の学科目変更で農村問題及農業組合論から協同組合論へ改称されたものが更に経済団体論へと改称され、商学部の新設科目には予算統制・戦時金融などが追加された。

以上の学則改正の経過は、昭和十（一九三五）年から次第に顯著になってきた、戦時体制へ即応する学科課程変更が中心であるが、その中身を見ると、意外に法学部への影響が少なかったということができよう。勿論学科課程の改正が行われなくとも、講義そのものが変質してしまう可能性を考慮する必要はあるが、学則の改正中に存在する学科課程変更を見る限りでは、戦時体制の影響が新設科目や科目改称の中に強く反映されたのは経済・商の両学部であり、予科は歴史の授業時間増加、専門部は教練の必修科目導入となってあらわれたといえるであろう。

また史料28では授業料の増額も申請していたが、授業料増額に

ついでには、既に昭和十一（一九三六）年十二月、専門部研究科の授業料増額が認可されていた（史料23）。これは昭和四年度から研究科の学生が百人をこえるようになったため、研究科制度を整備しつつ、財団法人中央大学の増収をもちかけたものであろう。

ちなみに研究科の授業料は、三三円一括払いであったものが、五五円三期分納制へ変更されている。学部・予科・専門部の学生も昭和十三年度以後一万人をこえるようになったこともあって、昭和十五（一九四〇）年三月に授業料増額の認可申請に踏切ったのではないだろうか。史料28によれば、学部昼間部が一一〇円から一三〇円に、予科昼間部が七七円から一〇〇円に改正されていることがわかる。参考一覧表を見ると、この値上げされた授業料は他の私立大学と比較すると特別高額なものではなく、平均的な授業料であったようだ。

昭和十年代前半は、林頼三郎が本学出身者として初の学長に就任（昭和十三年）したり、高等文官司法科試験の合格者数が東京帝国大学を抜いて初めて首位を獲得（昭和十五年）したりして、本学の歴史上エポックとなるような出来事が目立つものではあるが、第七集に収録された学科課程変更をめぐる認可関係史料や、昭和十四（一九三九）年に配布された『勅語―附戦時学生自戒五条―』などで明らかのように、本学が戦時体制に適應した高等教育機関として、その姿を急速に変質させた時期でもあることを忘れてはならないであろう。

昭和十六（一九四一）年に至ると、大学学生の戦場への投入を想定した危機的状況が現出する。文部省の訓令に基づき九月に結

成された中央大学報国隊はまさにその一例といえる。史料30には詳細な編成表が全文記載されているが、これは中央大学を一つの旅団に見立てて編成しており、旅団長にあたる学長林頼三郎の下に、連隊に相当する学部隊・専門部隊と大隊に相当する予科隊・特別隊を配置したものであったことがわかる。まさに大学の軍隊化を実践した制度といえよう。附属資料の「学校報国隊要項」にも「一、中央大学ハ内外時局ノ緊迫ニ伴ヒ有事即応ハ体制ヲ確立スル為報国隊ヲ設ク」と明記されている。

また中央大学報国隊が結成された頃、大学・専門学校の修学年限短縮に関する通達が文部省から出されていた。この年の十二月八日には、ついに日本は米英両国に宣戦を布告し、太平洋戦争に突入したが、それから十八日後の十二月二十六日に本学の繰上げ卒業式が挙行され、多くの学生が直ちに戦場へ向ったのである。この繰上げ卒業と密接な関連を有する史料が史料27・32である。

史料27は結了年月が「昭和十四年十二月」と明記されているのだが、内容を見ると昭和十六（一九四一）年十一月以後に申請が作成されたことは明らかであり、国立公文書館所蔵の法政大学関係史料を収録した『法政大学史資料集』第九集の中に史料27と同質の史料864があって、その結了年月が「昭和十六年十二月」であることからしても、「昭和十四年十二月」の記載は文部省の誤記によるもので、実際の結了年月は十六年十二月と考えて間違いないであろう。この史料27は、繰上げ卒業によって本来ならば一年間の授業料の十二分の九しか徴収できないところを、一年分の授業料全額を学生に納付させる旨、文部省へ報告したものである。

また史料32によって、昭和十六年度の本学専門部卒業生の中で学部を志願する者のために、臨時補習科を設置したことがわかる。繰上げ卒業によって生じる進学上の弊害を少しでも防ごうとする方策の一つであろう。

昭和十七（一九四二）年になると繰上げの幅が更に六カ月に拡大され、九月二十七日に卒業式が挙行されている。通常時の五日の数しか授業を受けることができなかったわけであるが、この昭和十七年度の繰上げ卒業に関連する認可関係史料が史料33・34である。史料33は、授業料の月割分納制の廃止と専門部学科課程の変更という二つの内容に分れる。授業料の月割分納制は、学生とその家族の経済的負担を少しでも軽減しようと昭和六（一九三一）年から設けられた制度であったが、昭和十六・十七年度と卒業が繰上げられても授業料が繰上げ幅ほど差引かれるわけではなく、結局学生は数カ月分の授業料をまとめて納付しなければならなくなっていた。これでは月割分納制を導入した意味がほとんど希薄になってしまったため、あえて廃止したのではないだろうか。実際、六カ月の繰上げ卒業を実施した昭和十七年度も、昭和十六年度の七割五分程度、つまり平常時の六割前後しか授業が行われなかったが、授業料は平常時の七割五分を限度として徴収されることになった（史料34）。

専門部学科課程の変更は経済・商の両学科で行われた。大幅な改正を加えられたのは商学科で、「高等商業学校標準教授要項ヲ基礎トシテ時局ニ対応スル様」改正したことが明言されている。詳細は、附属資料の「専門部商学科課程配当表改正案」を見てい

ただきたい。

昭和十八(一九四三)年四月には、学部・予科・専門部の授業料増額が認可されている(史料35)。この史料によれば、昭和十八年度入学学生から、学部昼間部は一三〇円から一八〇円に、同夜間部は一〇〇円から一五〇円に、第一予科は一〇〇円から一五〇円に、第二予科は一〇〇円から一二〇円に、専門部昼間部は一〇〇円から一五〇円に、同夜間部は七七円から一二〇円に、それぞれ増額されることになっている。文部省に申請した「中央大学学則改正案」の「追申書」によれば、この授業料増額により昭和二十年度には昭和十六年度の収入に比して二二万余円の増収が見込まれているが、そのような本学の希望を込めた予想は、この十月に公布された学生・生徒の徴兵猶予全面停止の勅令とそれに続く十二月からの学徒出陣、及び昭和二十(一九四五)年三月に決定された決戦教育措置要項(国民学校初等科以外の授業を四月から一年間停止)などの政策によって、完全に裏切られたのである。

四、「旧制中央大学」の終局 — 第八集 —

第八集の収録史料は、昭和二十(一九四五)年八月十五日の敗戦以後数年の間に本学が文部省へ提出した諸申請と、その認可をめぐる公文書から成っている。また参考史料として、中央大学商業学校・中央工業専門学校の設立とその後の諸活動に関する認可関係史料も掲載した。

昭和二十(一九四五)年十月、GHQは日本教育制度に対する管理政策を指令しており、これまでの国家主義・軍国主義を基調

とする教育政策は民主主義的なそれへ大きく転換されようとしていた。そのような情勢からして、大学令を中核とする大学制度もまた大幅に改正される可能性が高かったといえる。

実際、昭和二十二(一九四七)年三月に公布された教育基本法・学校教育法に基づいて、七月に大学基準協会が創設され、更に翌年一月には新制大学設置の審査機関として大学設置委員会が新設されたのである。

第八集の収録史料は、「旧制中央大学」から「新制中央大学」へ移り変わる過渡期に、本学はいかなる活動をしていたのかということ、部分的にはあるが、うかがわせてくれる。

収録史料を見て、まず目につくのは授業料増額に関する史料である(史料36・38・40・41・42・43・44)。これに中央工業専門学校の授業料増額関係史料(史料54・55・56)を加えると、収録史料の約半数が授業料増額にともなう学則改正の認可関係史料となっていることがわかる。

これらの史料に大学史編纂課所蔵の「中央大学入学案内(昭和二十三年度)」を加えて作成したのが左の一覧表である。これを見ると、昭和十九(一九四四)年三月から同二十四(一九四九)年五月までの約五年間で、専門部研究科の授業料は一〇〇円から二六〇〇円に、専門部昼間部の授業料は一五〇円から四八〇〇円に、同夜間部の授業料は一二〇円から四八〇〇円に、工業専門学校の授業料は二二〇円から六〇〇〇円に、それぞれ引上げられていることがわかる。約二六倍(四〇倍)の授業料増額となっている。大学院・学部昼間部・同夜間部・予科昼間部・同夜間部に関する昭

中央大学授業料一覧表（昭和20年代前半）

単位は円

| 昭和 | | 19年 3月 | 21年 3月 | 21年 5月 | 22年 3月 | 22年 9月 | 23年 3月 | 24年 5月 |
|-----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 大学院 | 攻究料 | 120 | 120 | 250 | 500 | | *2,000 | |
| 研究科 | 授業料 | 100 | 100 | 200 | 400 | 800 | 1,600 | 2,600 |
| 学部 | 昼 | 180 | 280 | 600 | 1,100 | | *2,800 | |
| | 夜 | 150 | 250 | 500 | 900 | | *2,700 | |
| 予科 | 昼 | 150 | 250 | 500 | 900 | | *2,800 | |
| | 夜 | 120 | 220 | 450 | 800 | | *2,700 | |
| 専門部 | 昼 | 150 | 250 | 500 | 900 | 1,800 | 2,700 | 4,800 |
| | 夜 | 120 | 220 | 450 | 800 | 1,700 | 2,600 | 4,800 |
| 工業専 | 門学校 授業料 | 220 | 280 | 600 | 1,000 | 2,000 | 3,000 | 6,000 |

史料36, 38, 40, 41, 42, 43, 44, 54, 55, 56から作成。

*の金額は「中央大学入学案内（昭和23年度）」によった。

和二十四年度の授業料は不明であるが、研究科・専門部昼間部・同夜間部・工業専門学校の数値を参考にすると、大学院は三二〇〇円前後、学部昼間部は五〇〇〇円前後、同夜間部は四八〇〇円、第一予科は五〇〇〇円前後、第二予科は四八〇〇円であったと推測できる。この上がり幅の数値だけを見ると全く言葉もないほどに驚くばかりであるが、当時の物価全体がほぼ似たような上昇率を示していたようである。敗戦後、配給制などに代表される厳格

な統制経済が崩壊すると、物不足が深刻化して激しいインフレーションが急激に進行した。政府はGHQの指令に従って昭和二十一年（一九四六）年二月、金融緊急措置令を公布・施行して新円への切換えも実施し、三月には物価統制令を公布・施行するなどして、懸命にインフレーションの抑制に努めたが、はかばかしい実効を挙げるまでには至らなかったのである。

そうしてみると、一覧表の授業料の上昇率は当時の物価上昇率の一面をあらわしているともいえ、その意味でも興味深い表といえよう。ちなみに昭和二十四年度は本学が法・経済・商・工の四学部で構成された新制大学としてスタートした年であるが、昭和二十四年度の学則によれば、新制の法・経済・商三学部昼間部の授業料は二八〇〇円、同夜間部は二七〇〇円、工学部は三三〇〇円となっており、旧制の学部・予科・専門部・工業専門学校と比べると随分割安になっている。

また史料37・39は、本学の入学定員変更に関する認可関係史料である。いずれも昭和二十一（一九四六）年春に認可されたものであるが、昭和十九年度から募集を停止していた商学部・商学部予科・専門部商学科の生徒募集も再開されている。入学定員の増加については、「終戦ニ伴ヒ陸海軍関係ノ諸学校ノ廃止トナリ法文系入学志望者多数アリ且罹災ヲ免レ教室ノ収容力モ充分ニ有ルニ付」との理由を明記している。学部・予科・専門部の変更定員は、史料37・39に掲載されている学部・予科・専門部の入学定員表を参照していただきたいが、予科入学定員が大幅に増加しているのが目をひく。

さて本学は、昭和二十四（一九四九）年二月から三月にかけて新制大学の設置が認可されると、「旧制中央大学」学生の募集を中止し、学部・予科・専門部の学生が卒業したのちに「旧制中央大学」を廃止することが決定的な情勢となった。同年十一月には予科閉校記念祭が、翌々年三月には専門部閉校祭が盛大に挙行され、昭和二十八（一九五三）年三月の旧制学部閉校祭と卒業式をもって「旧制中央大学」の在学生は存在しなくなり、「旧制中央大学」は実質的に廃止されたことになる。しかし制度上「旧制中央大学」が廃止されたのは、史料45にみられるように昭和三十七（一九六二）年であった。これは学校教育法第九十八条第一項の規定によって、「旧制中央大学」を制度上存続させてきたからなのであるが、専門部の廃止は既に昭和二十六（一九五一）年十二月十四日に認可されていた。専門部廃止後、昭和三十七（一九六二）年まで学部・予科の廃止申請をしていないのは、単なる手続き上の問題であるのかどうか、明確な理由は不明である。

さて第八集には「参考」として中央大学商業学校と中央工業専門学校の認可関係史料を収録しているので、収録史料にそって二つの学校を簡単に紹介してみたい。

中央大学商業学校は、昭和三（一九二八）年三月に文部省から設立が認可された本学初の附属実業学校である。その設立認可をめぐる史料が史料46であり、設立認可申請書の「設立要項」に名称・位置・修業年限・入学資格・学則・生徒定員・学級編成方法・開校年月・収入支出予算表・教員数及び俸給の予定などが全て記載されているので、詳細はそちらに譲りたい。当初本学は附属の

中等学校を設置しようと考えていたようだが、昼間の授業を原則とする中等学校では新たな校地と校舎が必要となるため、やむを得ず夜間の商業学校として設立認可を申請したようである。設立の理由として、「夜間特殊ノ事情ヲ有スルモノ、子弟ヲ集メテ正規ノ教養ヲ施シ質実剛健至誠以テ業ニ服スルカ如キ人物ヲ作ル」ことを明記しているが、本学の当初の中等学校設立計画から考えると、中央大学商業学校の設立目的には、本学の予科及び専門部学生を一定数確保することも含まれていたことが推測されるのである。

史料47・48は学科課程変更に関する認可関係史料である。史料47によれば、削除科目は法制・経済・新設科目は商業法規・商業経済、授業時数削減科目は地理商品・歴史・理科、授業時数増加科目は数学・英語であったことがわかる。商業に関するより専門的な学科目を新設・増加しているようである。しかし史料48の学科課程変更は、その理由として「青年訓練実施ノタメ第三学年、第四学年ニ教練ノ時数ヲ増加スル必要ヲ生シタルニ因ル」と記述しているように、戦時体制への対応といった側面が強い。専門部法学科の昼間部の必修科目に教練を加えた措置（史料20）と連動するものであろう。

残りの史料49・50・51は、全て学生に対する優遇措置である。中央大学商業学校は、昭和五年度以降定員の六〇〇人をこえる学生数を有するようになったが、定員を大幅に上回るまでにはなかなか至らなかった。そこで授業料の月割分納制を採用したり（史料49）、入学査料を半額に減額したり（史料50）、特待生・優待

生制度を新設したりして（史料51）、生徒数の大幅な拡大をめざしたのではないだろうか。このような一連の学生優遇措置によって、学生数の増加という実効が挙げられたかどうかは残念ながら不明である。その後戦時体制のさらなる拡大の中、中央大学商業学校は、本学商学部・商学部予科・専門部商学科の学生募集停止にともない、生徒募集を停止するに至った。しかし敗戦後生徒募集を再開し、昭和二十三（一九四八）年四月には定時制の新制中央大学高等学校に改組され、新制中央大学の附属高等学校として再出発するのである。

中央工業専門学校は、昭和十九（一九四四）年三月、専門学校令により設立が認可された。その認可関係史料が史料52である。

史料52には、組織・位置・校地・校舎・設備・実習工場・基金・教員組織・予算のほか、新設理由・学則・実験設備予定細目表・実習工場利用方法・教員組織表・学科長履歴書なども掲載されており、これらの附属資料により中央工業専門学校の様子まで把握することができる。総力戦体制の一環として、高等教育の重点を理工系に置く政府の方針に従い、慌ただしく設立申請がなされた中央工業専門学校であったが、多数の学生が戦地へ出陣し、商学部・商学部予科・専門部商学科の学生募集を停止していた本学にとって、この専門学校の運営に何とか活路を見出そうという気持は強かったのではないだろうか。しかし昭和二十（一九四五）年三月の決戦教育措置要項により、国民学校初等科以外の授業の一年間停止が決定したため、中央工業専門学校は、僅か一年の活動のち敗戦をむかえることになったのである。

敗戦後GHQの民主化路線が明らかになると、航空機科を廃止して工業物理科を新設する認可申請を提出している（史料53）。そして昭和二十四（一九四九）年四月一日、「新制中央大学」の工学部が土木工学・精密機械・電気工学・工業化学の四学科でスタートすると、「他日工学部完成ノ素地タラシム」ために創設された中央工業専門学校はその使命を終え、廃止されたのである。

以上、資料集第五集・第七集及び本集に収録された史料の特色を概観したわけであるが、最初に述べたとおり、これらの史料と資料集第一集・第二集の収録史料によって、公文書にあらわれた本学の学内制度・組織の整備や諸施設拡充の変遷をほぼ把握することができたと考えられる。本学の歴史を公的・制度的な側面から明らかにしてくれる史料類であり、『中央大学百年史』を編纂する上でも史料の骨格をなすものといえよう。

本解題においては、収録史料にそって「旧制中央大学」時代を概観するところに重点を置いたため、様々な認可を獲得するための文部省と本学の具体的折衝や、公文書の諸様式の中に見られる本学の公的扱いとその歴史的变化などについては、ほとんど触れることができなかった。これらの諸問題は、今後の資料集翻刻作業や『中央大学百年史』編纂の過程で、その分析を試みなければならぬ課題としておきたい。